

目黒区産後ケア事業（訪問型）の試行について

1 経緯

地域のつながりの希薄化や核家族化の進展など、様々な社会状況を背景に、子育て世代が抱える育児不安や孤立化、子どもの虐待等が社会的な問題となっている。国は母子保健法を改正し、関係機関の連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指した取り組みを進めている。

本区においては、平成29年度に「ゆりかご・めぐろ（出産子育て応援事業）」を開始し、妊娠届を提出した妊婦を対象として保健師等専門職が面接を行い、相談に対応するとともに必要な情報提供等を行っている。また、出産後は新生児訪問や乳児健診を行い、切れ目のない支援を目指した取り組みを進めている。

しかしながら、産婦が抱える不安は「家族から育児の協力が得られない」「授乳が足りているのか」等多種多様であり、個別の状況に応じた支援が求められている。

こうした状況を踏まえ、産婦やその家族が安心して育児が行えるよう、助産師が産婦の自宅に訪問し保健指導や乳房ケアなどを行う、目黒区産後ケア事業（訪問型）を試行することとする。

2 事業の内容

利用者の自宅に区が委託した助産師が訪問し、産婦や乳児に対する保健指導やケアを行う。

- (1) 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
- (2) 母親の心理的ケア
- (3) 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケア含む）
- (4) 育児の手技についての具体的な指導及び相談

3 対象者

目黒区碑文谷保健センター管轄区域に住所を有する産後4か月頃までの産婦及び新生児・乳児で、次の(1)から(6)のいずれかに該当するもの。

- (1) 出産後の身体的な不調や回復の遅れがあるもの
- (2) 授乳が困難であるもの
- (3) 出産後の心理的な不調があり、身近に相談できるものがないもの
- (4) 育児について、保健指導（育児指導）の必要があるもの
- (5) 家族等からの十分な育児、家事等の支援が受けられないもの
- (6) その他、特に支援が必要と認められたもの

4 利用方法

別紙1のとおり

5 開始時期

平成31年1月 碑文谷保健センター管轄区域において試行実施

以 上

試行

目黒区産後ケア事業 (訪問型)のご利用方法

別紙1

ご出産



新生児訪問の時に必要と思われる方に、事業の案内をします

1

利用申請



申請書類を提出

1. 目黒区産後ケア事業(訪問型)利用申請書
2. 世帯全員の区民税非課税証明書または生活保護受給者証(必要な方)

2

利用の決定

申請書の内容を確認後、利用承認通知書をご自宅に郵送します。
区が委託している助産師から、訪問日時についてご連絡します。

3

助産師による訪問

日時の変更及びキャンセルの場合は、早めにご連絡ください。
碑文谷保健センター Tel 03-3711-6447

4

支払い

利用料金は、当日助産師にお支払いください。

